○国土交通省告示第六百九十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の十第五項及び第六項並びに第二十八条第五項及び第六項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、公布の日から適用する。

なお、租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示（平成二十一年国土交通省告示第三百七十六号）は、廃止する。

平成二十三年六月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

（事業の合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶）

一　租税特別措置法（以下「法」という。）第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶　次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める船舶

イ　租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第五条の十第四項及び第二十八条第四項に規定する海洋運輸業　別表一に掲げる船舶

ロ　令第五条の十第四項及び第二十八条第四項に規定する沿海運輸業　別表二に掲げる船舶

（環境への負荷の低減に著しく資する船舶）

二　法第十一条第一項の表第二号の下欄及び第四十三条第一項の表第二号の下欄に規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶　別表三に掲げる船舶

別表一　外航船舶

第一号から第二十五号までに掲げる装置（第二十六号から第三十号までに規定する船舶にあっては、それぞれ第二十六号から第三十号までに掲げる装置及び第一号から第二十五号までに掲げる装置）の全てを有している鋼船（薬品タンク船を除く。）

一　主機関又は推進装置（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあっては、当該装置を含む。）から発生する一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海防法」という。）第十九条の三に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百三十九号）附則第六条第一号から第三号までに掲げる原動機にあっては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）第一条の規定による改正前の海防法第十九条の三に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に七十分の六十七）を乗じて算出された値以下となるものに限る。）

ロ　電子制御型ディーゼル主機関

ハ　電気推進装置

二　船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置

三　電源自動制御装置

四　推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動切替装置

五　主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置

六　主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置

七　燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの

ロ　オーバーフロー・ラインを有するもの

八　機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置

九　機関室内火災探知装置

十　機関室内ビルジの高位警報装置

十一　船首及び船尾の係留用ウィンチの遠隔制御装置

十二　衛星航法装置

十三　自動操舵装置

十四　発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関

ロ　A重油専用発電機関

ハ　ターボ・ジェネレーター

ニ　風力発電機関

ホ　排気ガス浄化装置付発電機関

十五　燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置

十六　主機関の運転状態の自動記録装置

十七　ビルジ処理装置（油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。）又は廃油焚ポイラー

十八　汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）

十九　海事衛星通信装置

二十　自動衝突予防援助装置

二十一　造水機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）

二十二　給湯機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）

二十三　推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）

ロ　推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）

ハ　推進効率改良型船型（船尾装着フィン又は風圧抵抗軽減型船首に限る。）

ニ　エア・シール型船尾管軸封装置

二十四　船首方位制御装置

二十五　熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）

二十六　ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンポジット・ボイラー

二十七　荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置

二十八　コンテナ船、重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置

二十九　燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶（当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く。）にあっては、当該弁の遠隔制御装置

三十　ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあっては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置

別表二　内航船舶

番号	船	船
1	総トン数が三百トン以上二千トン未満の鋼船（薬品タンク船を除く。以下この表において同じ。）で第一号から第四号までに掲げる装置（第五号又は第六号に規定する船舶にあっては、それぞれ第五号又は第六号に掲げる装置及び第一号から第四号までに掲げる装置）の全てを有しているもの	